

2025 年 7 月 1 日

株式会社船場 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、次の通り一般事業主行動計画を定めます。

1. 【計画期間】

■ 令和 7 年 7 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 【内容】

目標1

男性の育児休業取得率を 50%以上にします。

■ 対策

令和 7 年 7 月～

育児関連制度の概要や利用方法について案内を作成し、
社内イントラネットにて従業員に周知します。

目標2

全従業員の有給休暇取得率を 70%以上にします。

■ 対策

令和 7 年 7 月～

有給休暇の付与日に、計画的な取得申請を促します。
また、有給休暇 7 割取得した社員に付与する特別休暇制度を適切に周知します。

目標3

介護休業・介護休暇制度を、介護に従事する従業員が利用しやすくなるよう改善します。

■ 対策

令和 7 年 7 月～

介護休業制度、介護休暇制度に関する案内を作成し、
社内イントラネットにて従業員に周知します。